

第三者加害事案事務手続きについて

1. 第三者加害行為による災害について（第三者加害事案）

公務中、又は通勤中（退勤中）における交通事故、職務執行中の他人からの暴力による受傷など、他人からの不法行為によって生じた災害は、第三者加害行為による災害となります。

＜第三者加害行為による災害とはならない例＞

- ・ 教師が生徒とのスポーツ授業中に、生徒が投げたボールが当たり負傷した場合
- ・ 警察官が逮捕術訓練や柔道訓練中に、訓練相手の技等により負傷した場合
- ・ 被災職員の一方的過失（100%）により生じた交通事故

＜第三者加害行為による災害となる例＞

- ・ 同僚との共同作業中に発生した災害
- ・ ひき逃げ等で加害者が不明である事案

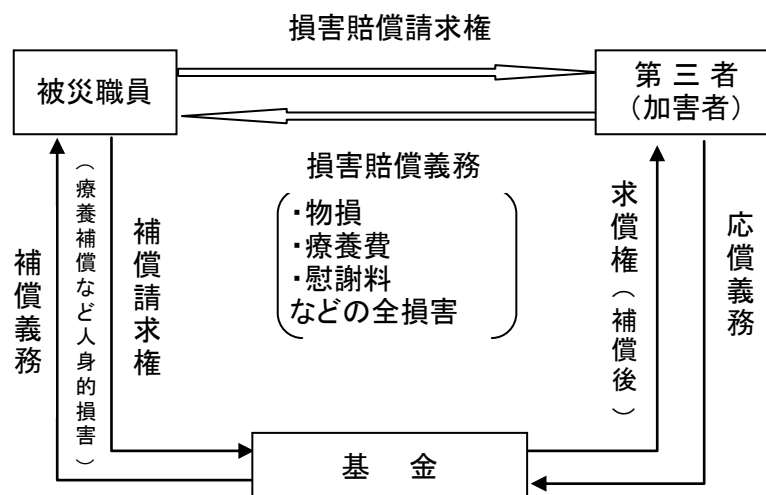
第三者加害行為による災害については、被災職員は基金への補償請求権とともに、加害者である第三者に対する損害賠償請求権も同時に有しますから、直接、第三者に対し、治療費などの損害賠償請求をすることができます。

この場合、基金が補償すべき治療費などについて、被災職員が既に損害賠償を受けているときは、基金はその価額の限度において補償の義務を免れることになります。（＝免責）

逆に、第三者からの損害賠償より先に基金が補償を行ったときは、基金はその補償した価額の限度において、被災職員が加害者に対して有していた損害賠償請求権を取得し、後日、基金が第三者に請求することとなります。（＝求償）

※公務災害・通勤災害で被災職員が基金の補償を受けられる場合でも、第三者（事故等の相手方）の賠償責任がなくなるものではありません

○第三者加害事案の関係図



(1) 第三者加害事案における第三者について

第三者とは、当該災害をもたらした不法行為について損害賠償の責めを負う者であり、被災職員及び当該職員の所属する地方公共団体並びに基金以外のものをいいます。具体的には、

- ・ 災害の直接加害者（民法第709条）
- ・ 民法上の責任無能力者の監督義務者（民法第714条）
（親権者・親権代行人・後見人）
- ・ 使用者及び事業監督者（民法第715条）
- ・ 土地の工作物等の占有者及び所有者（民法第717条）
- ・ 動物の占有者及び管理者（民法第718条）
- ・ 自動車損害賠償保障法上の自動車の保有者（同法第2条第3項）、運行供用者（同第3条）
- ・ 国家賠償法上の国及び被災職員の属さない地方公共団体

等が該当します。

（参考）

(1) 「同僚職員の加害行為」の場合

「職務遂行中」の同僚職員の加害行為によって災害が発生した場合についても、第三者加害事案として取扱います。従って、被災職員等が当該同僚職員から基金の補償と同一内容の損害賠償を受けたときは、基金は、当然その価額の限度で補償の義務を免れることとなります。

ただし、使用者（地方公共団体）が被用者（同僚職員）に代わって損害賠償を行う場合、被用者に負担行為を求めないことが一般的であり、使用者に代わって補償を行う基金としても、被用者（同僚職員）に求償しないことが相当であると考えられることから、当該同僚職員に対し基金が求償権を取得した場合には、その求償権を放棄することとしています。

※ 同僚職員の加害行為は、被災職員と同一の地方公共団体の所属する職員によること、加害者の原因行為が職務行為であることが要件とされていますので、県職員に対して町職員が加害行為をした場合や、同僚職員の私的行為による災害等の場合は、一般的な第三者加害事案として処理することとなります。

(2) 「自動車事故における同僚職員の加害行為による災害」の場合

地方公共団体の公用車等によって当該地方公共団体の職員が被災し、自賠責保険が適用となる場合、基金は自賠責保険会社に求償権を行使することとなります。

(2) 求償と免責の範囲

ア 求償権を取得する範囲

基金が求償権を取得する額は、補償の事由と同じ内容の損害について被災職員が第三者に請求できる損害額のうち、基金が現実に支払いを済ませた補償の額です。

イ 補償を免責される範囲

基金が補償を免責される額は、基金が被災職員に補償すべき額のうち、補償の事由と同じ内容の損害について被災職員が第三者から受け取った損害賠償額に相当する額です。

2. 第三者加害事案における被災職員の権利関係

第三者加害により被災した場合は、当該職員にとって概ね次の請求権が生じます。

- ・民法等による損害賠償請求権
- ・交通事故については、自動車損害賠償保障法による損害賠償請求権
- ・地方公務員災害補償法（基金）による補償の請求権

これらの請求権は、同一内容のものに関し重複して請求はできません。

当事者間の損害賠償請求を先に進める（賠償先行）か、基金の補償を先に進める（補償先行）かは、被災職員の意思を確認の上決定します。

<賠償先行となる場合>

- ・被災職員に過失がなく加害者に支払能力があり、慰謝料を含めた支払いが確約される場合
- ・自動車事故で被災職員の損害が自賠責保険の範囲内で収まると見込まれる場合

<補償先行となる場合>

- ・加害者に誠意がない場合
- ・加害者に資力がない場合
- ・加害者の特定ができない場合（ひき逃げなど）
- ・治療費などが高額又は療養期間が長期間を要すると見込まれる場合

3. 災害に遭ったときの措置

実際に職員が災害に遭ったときに、まず、気をつけなければならない点は次のようなことです。

(1) 加害者及び・保険加入の確認	・加害者の住所、氏名、生年月日、電話番号、職業等を確認する。（交通事故の場合は、免許証等により確認） ・加害者が雇われている人であれば、その勤務先、使用者、又は責任者の氏名を確認する。 ・未成年者であれば、親権者、後見人らの住所、氏名、職業、電話番号を確認する。 ・交通事故であれば、加害車両の番号、自賠責及び任意保険会社名、保険証明書番号、加入年月日、有効期間などを確認する。
(2) 警察署への報告	・交通事故であれば、事故を起こした運転者は、法律によって警察に報告する義務がある。 ・構内事故や同乗者被害の場合も届け出しておく。 ・ひき逃げの場合は、登録番号をメモし、確認できない場合は、自動車の種

	類、型式、その他色などの特色を覚えて、届け出る。 ・警察署への報告がないと、後日、保険請求する場合に添付する交通安全センター報告発行の事故証明書がもらえず、その時になってあわてて届け出ても特別の理由がない限り、受け付けてもらえなくなる。 ・過失問題などで、後日訴訟に持ち込む場合、報告していないと、不利になることもある。 ・酔っぱらいなどから暴行を受けたときなど、届け出ていると、その立証が容易となる。
(3) 医師の診断	・受傷したら、たとえ軽傷であっても、まず第一に医師の治療を受けること。 ・<u>診断時に、公務災害認定請求を行う予定がある旨を伝え、支払いについては、認定されるまで留保してもらうように伝えること。</u>
(4) 目撃者の確保	・加害者との話し合い、調停、裁判などで過失が問題になった場合、当事者以外の目撃者があると、その証言が重要な参考になる。いつでも目撃者と連絡のとれる状態にしておくこと。
(5) 事故の記録	・事故直後、記憶が鮮明なうちに自ら現場の見取図や交通事故の経過を記録して残しておくことにより、事故から時間が経過して行われる示談交渉等において、勘違いや失念を防止できます。

4. 第三者加害事案の認定請求等の流れ及び留意事項

第三者加害事案発生後から、認定請求・事案完結までの流れ・留意事項は次のとおりです。これらに従って、事案完結を図る必要があります。

(1) 第三者加害事案 発生時	次の点をチェックし、速やかな認定請求に備えること ① 加害者の故意又は過失があるか。 ② 被災職員の権利を侵害しているか。（加害行為の違法性） ③ 現実に損害が発生しているか。 ④ その損害が加害行為によって生じたか。（因果関係） ⑤ 被災職員が人身傷害補償保険に加入しているか。
(2) 受診時	受診時第三者及び医療機関に「公務災害」（又は「通勤災害」）の手続きをとる旨、口頭で伝え、支払いについては留保してもらうようにする。 ※ 交通事故の場合、医療費などの自賠責保険請求に関し、医療機関に白紙委任をしないこと。
(3) 認定請求時	被災職員が直ちに損害賠償請求権を行使するのが困難な事情があり、基金の補償先行を当初から希望するときは、第三者加害報告書中、14 の治療に係る地方公務員災害補償基金（基金）への補償請求の有無欄の「補償先行」を選択肢し、その理由を具体的に記載すること。（例：相手方に資力がないたため。治療が長引きそうであるため。など）
(4) 認定通知後	① 第三者に、認定通知書を提示して、公務災害（又は通勤災害）の取扱いとなった旨を知らせ、以後基金が補償を行った場合は、その範囲内で基金から求償がある旨を伝えた上で、療養費などの支払いについて改めて確認するこ

	と。 ※ 基金は、補償（支払）を行って初めて、被災職員の損害賠償請求権を取得します。基金が第1回目の補償を行うと、第三者に対して、損害賠償請求権取得通知書を送付し、基金が請求することとなる旨をお知らせすることとなります。（実質上の債務の予告） ※ <u>療養費等の請求については、迅速に行うよう徹底してください。</u> （請求が遅れるほど、第三者に対しての通知についても時間が空くこととなり、以降の求償に関する交渉に支障を与えるおそれがあります） ② 基金の補償の有無にかかわらず、災害発生日から6か月を経過するごとに、<u>示談の経過を「第三者加害行為現状（結果）報告書」により基金支部へ報告すること。</u> ③ 治ゆ（症状固定を含む）した場合には、基金の補償の有無にかかわらず、速やかに治ゆ報告書及び「第三者加害行為現状（結果）報告書」を提出すること。 ④ 療養期間が長引き、災害発生から3年を経過するような場合には、時効更新のため、第三者に債務承認の手続きを求めること。
(5) 示談案の作成 基金への提出	① 当事者間・保険会社等で協議の上、示談案を作成する。 ② <u>示談案を基金に提出する。 ※必ず、示談締結前に一度提出すること。</u> ※物損分の示談を先に進める場合も、必ず示談案を基金に提出すること。 ③ 示談案の修正 ④ 示談締結 <u>「第三者加害行為現状（結果）報告書」及び示談書（写）を基金に提出する。</u> 【留意点】 * 自己の損害額の算定・把握 <u>項目別に算定するとともに、その算出根拠となる支出証拠書類などを整理保存、双方の刑事罰などの状況、警察の意見などを確認し、過失の有無を検討しておくこと。</u> * 相手側の損害の有無、その程度の確認と加害者の示談提示条件の把握 * 示談交渉の相手は正しいか 加害者本人か（弁済能力のある相手か）、代理人・代行人か 加害者の代理人・代行人の場合は、加害者との関係、代理権限の範囲（委任状の有無）を確認 * 示談の時期は適当か 損害賠償請求額が確定しているか（概ね、傷病が治ゆした後、または、後遺障害の有無が確定したときなど） * 示談書の作成 基金補償先行の場合、被災職員本人への賠償以外に、<u>基金が行っている補償について求償が行われた場合には求償に応ずる旨を記入しておくこと。</u>

	被災職員に過失がある場合には、 <u>過失の割合についても明示しておくこと。</u> * 不明な場合は事前に基金とよく協議し、不明のまま <u>加害者に白紙委任するとか、損害賠償請求権を勝手に放棄した示談を締結しないこと。</u>
--	--

5. 第三者加害事案の時効管理について

災害発生から5年を経過すると、基本的には時効が到来し、第三者に時効を援用されると、基金はそれ以上の求償ができなくなることから、時効管理が非常に重要となります。

療養の長期化、それに伴う示談の未締結等により、治ゆした頃には時効が到来してしまう事例が考えられるので、時効を更新し、適正な求償に努める必要があります。

債務者が自賠償保険会社となる場合には、基金が時効更新申請を行なうことにより時効を更新できますが、それ以外の場合においては、債務承認が必要となります。第三者加害事案のうち災害発生から3年経過しそうなすべての案件について、別紙様式等により債務承認書をとるようにしてください。

6. 事例別第三者加害事案対応方針

交通事故案件	第三者が自賠償保険にのみ加入している場合	(1) <u>損害賠償金（慰謝料、治療費、休業補償）が120万円を下回ると見込まれる場合</u> ⇒自賠償保険を利用し、迅速な事案完結を図ること。 <u>（賠償先行）</u> ※被災職員の過失が70%未満であれば、過失割合に関係なく10割賠償を受けます。 (2) <u>損害賠償金（慰謝料、治療費、休業補償）が120万円を上回ると見込まれる場合</u> ⇒ <u>補償先行</u> を検討すること。 自賠償保険の限度額を超える場合には、過失割合等に応じて、第三者に求償することとなるため、第三者との連絡を密にし、第三者の所在・資力状況等の現状を把握することに努めること。
	第三者が任意保険にも加入している場合	(1)賠償先行の場合 ⇒ <u>任意一括払制度</u> （任意保険会社が自賠償保険の支払うべき額を含めて被害者に支払い、後に任意保険会社が自賠償保険会社からその負担分を回収すること）により、任意保険会社には示談代行業務があり、事案を解決することを求められることから、 <u>任意保険会社と交渉すること。</u> (2)補償先行の場合 ⇒過失割合等に応じて、第三者に求償することとなるため、第三者との連絡を密にし、第三者の所在・資力状況等の現状を把握することに努めること。
	第三者が特定できない場合（ひき逃げ等）	補償先行により対応し、基金は求償権を一時留保して対応することとなる。 警察機関との連絡を密にし、事故捜査の進展状況把握に努めること。
	第三者の所在がつかめなくなった場合	基金は求償権を一時留保して対応することになるが、万が一、所在不明が継続する場合は、求償権放棄の検討が必要となるので、第三者に対しては連絡を密にし、その所在についても把握しておけるように努めること。